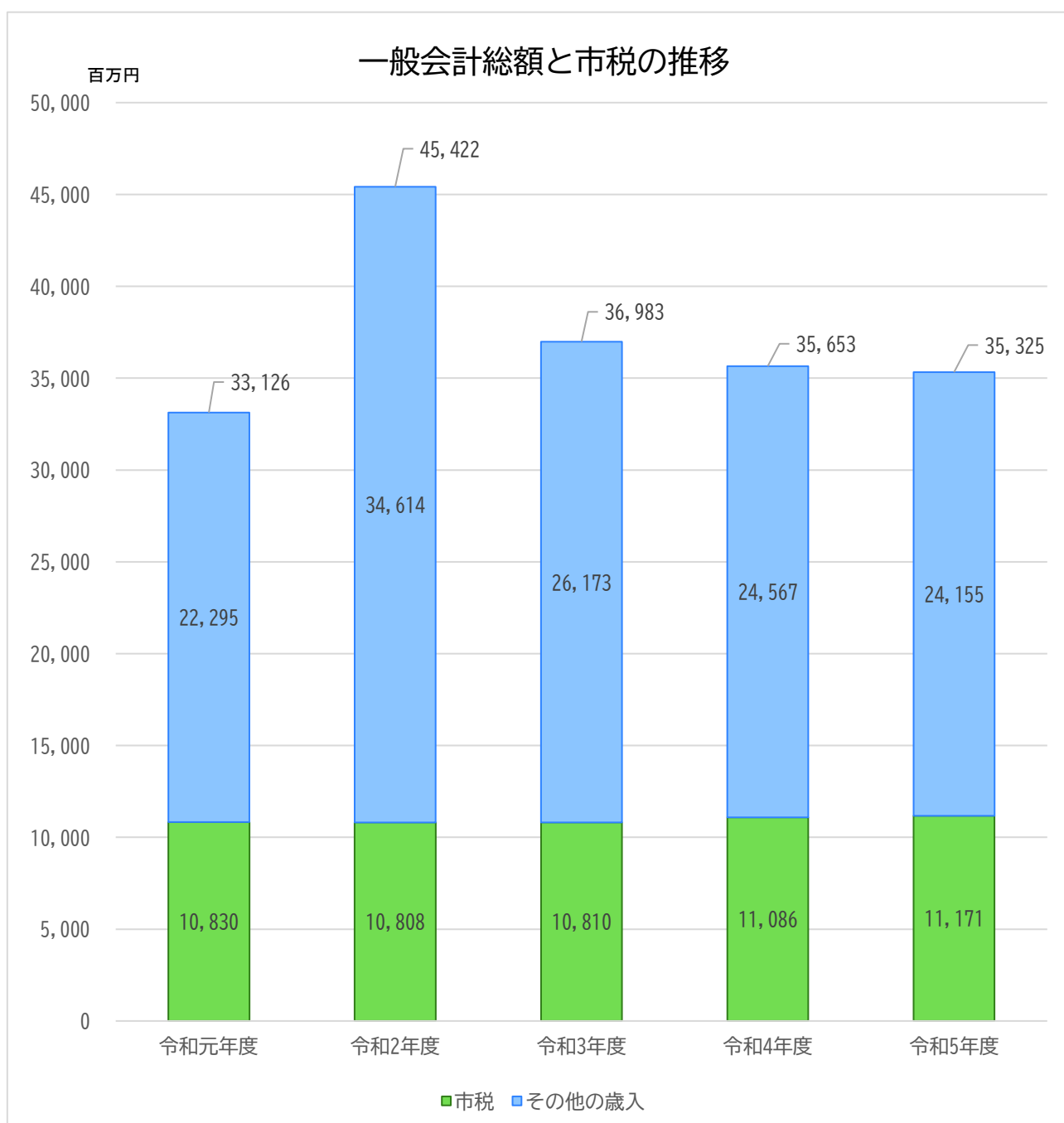


2 市税及び徴税費

(1) 一般会計歳入総額等に占める市税、徴税費の割合の推移等

(単位：千円・%)

区 分 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計歳入総額 (A)	33,125,709	45,422,304	36,982,971	35,652,536	35,325,301
市 税 (B)	10,830,294	10,808,383	10,809,724	11,085,943	11,170,513
徴 税 費 (C)	365,370	358,615	334,274	372,116	362,224
市 税 の 割 合 (B)/(A)	32.7	23.8	29.2	31.1	31.6
徴税費の割合 (C)/(B)	3.4	3.3	3.1	3.4	3.2



(2) 市税賦課状況の推移

ア 一般会計

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個 人 市 民 税	市民1人当たり	(円)	50,824	49,811	51,745	52,217
	1世帯当たり	(円)	121,944	117,537	120,149	119,145
法 人 市 民 税	1社当たり	(円)	439,134	562,864	552,938	526,078
固 定 資 産 税 (交付金・納付金を除く)	市民1人当たり	(円)	76,034	73,307	76,661	79,360
	1世帯当たり	(円)	182,431	172,979	178,001	181,076
軽 自 動 車 税 (環境性能割を除く)	市民1人当たり	(円)	3,528	3,629	3,778	3,896
	1世帯当たり	(円)	8,465	8,562	8,772	8,889
市 た ば こ 税	市民1人当たり	(円)	6,997	7,662	8,055	8,139
	1世帯当たり	(円)	16,787	18,081	18,703	18,570
入 湯 税	市民1人当たり	(円)	193	233	274	334
	1世帯当たり	(円)	464	549	636	762
都 市 計 画 税	市民1人当たり	(円)	4,891	4,723	4,918	5,076
	1世帯当たり	(円)	11,734	11,146	11,420	11,583
合 計	市民1人当たり	(円)	153,630	153,785	159,862	162,873
	1世帯当たり	(円)	368,608	362,882	371,187	371,630
※ 年度末人口等	人 口	(人)	70,377	69,865	69,161	68,440
	世 帯 数	(世帯)	29,332	29,608	29,786	29,995
	法 人 数	(社)	1,789	1,790	1,805	1,802

- (注) 1 現年課税分最終調定額を年度末の住民基本台帳人口及び世帯数、法人数で除したもの。
2 法人数は、課税状況等の調の01表15列（総務省調査。7月1日基準。）による。
3 一般会計の合計欄は、法人市民税を市民1人当たり又は1世帯当たりの額を加算してある。

イ 国民健康保険税特別会計

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一 般 分	被保険者1人当たり	(円)	88,427	86,702	86,405	86,154
	1世帯当たり	(円)	145,848	141,227	138,046	135,249
退 職 分	被保険者1人当たり	(円)	0	0	0	0
	1世帯当たり	(円)	0	0	0	0
合 計	被保険者1人当たり	(円)	88,427	86,702	86,405	86,154
	1世帯当たり	(円)	145,848	141,227	138,046	135,249
※ 年度末 被保険 者数等	一 般 分	被 保 険 者 数 (人)	17,541	17,126	16,384	15,631
		加 入 世 帯 数 (世帯)	10,635	10,514	10,255	9,957
	退 職 分	被 保 険 者 数 (人)	0	0	0	0
		加 入 世 帯 数 (世帯)	0	0	0	0
	合 計	被 保 険 者 数 (人)	17,541	17,126	16,384	15,631
		加 入 世 帯 数 (世帯)	10,635	10,514	10,255	9,957

- (注) 1 現年課税分最終調定額を年度末の国民健康保険の被保険者数及び加入世帯数で除したもの。
2 年度末被保険者数等の退職分のうち加入世帯数は退職単独世帯数。

(3) 徴税費の推移

(単位:千円)

区 分			年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税 収 入 額	市 税 A		10,809,724	11,085,943	11,170,513	
	個 人 の 県 民 税		2,321,932	2,382,384	2,376,542	
	合 計 B		13,131,656	13,468,327	13,547,055	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	131,166	129,035	131,714	
		諸 手 当	79,562	79,144	83,196	
		(1) 超 過 勤 務 手 当	5,784	6,072	4,892	
		(2) 税 務 特 別 手 当	252	276	274	
		(3) そ の 他 の 手 当	73,526	72,796	78,030	
		そ の 他	46,417	45,863	48,528	
		小 計 (ア)	257,145	254,042	263,438	
	物 件 費	旅 費	0	89	121	
		賃 金	0	0	0	
		そ の 他	74,185	114,245	93,512	
		小 計 (イ)	74,185	114,334	93,633	
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	
		納 税 奨 励 金	0	0	0	
		そ の 他	0	0	0	
		小 計 (ウ)	0	0	0	
	そ の 他 (エ)		2,944	3,740	5,153	
	合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(イ) C		334,274	372,116	362,224	
	C の 財 源 内 訳	県 支 出 金	個人の県民税に係る納税貯蓄組合支援事務交付金	0	0	0
			個人県民税徴収取扱費	110,926	110,209	110,633
			小 計 D	110,926	110,209	110,633
		使 用 料 及 び 手 数 料		6,671	6,991	6,567
		諸 収 入		14,846	9,766	12,646
		市 税 等		201,831	240,962	232,378
	C - D E			223,348	261,907	251,591
税収入額に対する徴税費の割合		C/B(%)	2.5	2.8	2.7	
		E/A(%)	2.1	2.4	2.3	
徴 税 職 員 数 (人) F			38	38	39	
職員一人当たりの人件費 (ア)／F			6,767	6,685	6,755	

(4) 令和6年度市税一覧表

区 分	市 民 税								
納 税 義 務 者	1 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割) 3 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 4 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)								
課 税 標 準	1 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 2 法人税額								
税 率	1 個 人 (1) 均等割 <table border="1"> <tr> <th>税 率</th><th>標準税率</th></tr> <tr> <td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr> </table> (2) 所得割 <table border="1"> <tr> <th>税 率</th><th>標準税率</th></tr> <tr> <td>100分の6</td><td>100分の6</td></tr> </table>	税 率	標準税率	3,000円	3,000円	税 率	標準税率	100分の6	100分の6
税 率	標準税率								
3,000円	3,000円								
税 率	標準税率								
100分の6	100分の6								

区 分	市 民 税			
	2 法人等			
	(1) 均等割			
	法 人 等 の 区 分（市税条例第31条第2項による）	税 率 （千円）	標準税率 （千円）	制限税率 （千円）
	1 下記2～9に掲げる法人以外の法人等	60	50	60
	2 資本金等の額が1,000万円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	144	120	144
	3 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	156	130	156
	4 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	180	150	180
	5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	192	160	192
	6 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	480	400	480
	7 資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	492	410	492
	8 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	2,100	1,750	2,100
	9 資本金等の額が50億円を超える法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	3,600	3,000	3,600
	(2) 法人税割の税率			
		税率	標準税率	制限税率
H26. 9. 31以前に開始する事業年度における税率	100分の14.7	100分の12.3	100分の14.7	
H26. 10. 1以降に開始する事業年度における税率	100分の12.1	100分の9.7	100分の12.1	
R 1. 10. 1以降に開始する事業年度における税率	100分の 8.4	100分の6.0	100分の 8.4	
賦 課 日	1 個 人			

区分

納税義務者

課税客体

1 軽自動車を取得した者（割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主）

2 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者

1 新車、中古車を問わず、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車

2 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車

1 環境性能割 課税標準額（取得価格）×税率
税率（令和4年1月1日～令和5年12月31日）

	燃費性能等	自家用	営業用	税率コード
乗用車	★★★★※1かつ令和12年度燃費基準75%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税		01
	★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	05
	★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	06
	01、05、06に該当しないもの	2.0%		07
貨物	★★★★かつ平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税		08
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%	09
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%	10
	08～10に該当しないもの	2.0%		11
	電気軽自動車または天然ガス軽自動車	非課税		12
上記以外		2.0%		13

税率（令和6年1月1日～令和7年3月31日）

	燃費性能等	自家用	営業用	税率コード
乗用車	★★★★かつ令和12年度燃費基準80%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税		01
	★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	02
	★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	03
	01～03に該当しないもの	2.0%		04
貨物	★★★★かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		05
	★★★★かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	06
	★★★★かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%	07
	05～07に該当しないもの	2.0%		08
	電気軽自動車または天然ガス軽自動車	非課税		09
上記以外		2.0%		10

※1 ★★★★★：揮発油を内燃機関の燃料とし、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（以下同じ）

2 種別割

税率=標準税率、制限税率=標準税率×1.5

区分		税率	旧税率 ※1	重課税 ※2	軽課税※3			
					※4	※5	※6	
原付	一種一般(50ccまたは0.6KW以下)	2,000	—	—	—	—	—	
	一種特定(50ccまたは0.6KW以下)	2,000	—	—	—	—	—	
	二種(90ccまたは0.8KW以下)	2,000	—	—	—	—	—	
	三種(125ccまたは1.0KW以下)	2,400	—	—	—	—	—	
軽自動車	二輪(250cc以下)	3,600	—	—	—	—	—	
	三輪	3,900	3,100	4,600	1,000	2,000	3,000	
	四輪	乗用(自家用)	10,800	7,200	12,900	2,700	—	—
		貨物(自家用)	5,000	4,000	6,000	1,300	—	—
		乗用(営業用)	6,900	5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
		貨物(営業用)	3,800	3,000	4,500	1,000	—	—
	ポートトレーラー		3,600	—	—	—	—	—
小型二輪(250cc越え)		6,000	—	—	—	—	—	
小型特殊	農耕用	2,400	—	—	—	—	—	
	その他	5,900	—	—	—	—	—	
ミニカー		3,700	—	—	—	—	—	

※1 平成27年3月31日以前に新規検査をした車両

※2 新規検査から13年を経過した車両

※3 グリーン化特例：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規検査をした車両

※4 電気軽自動車・天然ガス軽自動車
(平成21年排出ガス基準10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合)

※5 ★★★★★かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車

※6 ★★★★★かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車

賦課期日

納期(限)

徴収方法

1 随時 2 4月1日

1 軽自動車の届出をするとき 2 5月末日

1 申告納付（当分の間、賦課徴収は栃木県が行う。） 2 普通徴収

区 分	固 定 資 産 税	市 た ば こ 税	都 市 計 画 税	入 湯 税
納 税 義務者	固定資産（土地、家屋及び償却資産）の所有者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	鉱泉浴場における入湯客
課 税 客 体	固定資産（土地、家屋及び償却資産）	小売販売業者に売り渡す製造たばこ	都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋	鉱泉浴場における入湯行為
課 税 標 準	1 固定資産の価額で土地・家屋（補充）課税台帳に登録されたもの 2 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数	土地・家屋（補充）課税台帳に登録された土地又は家屋の価額	入湯客数
税 率	100分の1.4 （制限税率） 100分の1.4	製造たばこ1,000本につき 6,552円	100分の0.2 （制限税率） 100分の0.3	入湯客1人1日 150円 （日帰りの場合 50円）
賦 課 期 日	1月1日		1月1日	
納 期 （限）	4月・7月・9月・12月	翌月の末日	4月・7月・9月・12月	翌月の15日
徴 収 方 法	普通徴収	申告納付	普通徴収	特別徴収

区 分		国 民 健 康 保 険 税																																		
納 税 義 務 者	1 普通世帯主（国民健康保険の被保険者である世帯主） 2 擬制世帯主（世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の、世帯内に国民健康保険の被保険者がいるときの世帯主）																																			
	課税額																																			
課税額		世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護保険法に規定する40歳から65歳未満の被保険者がいるときの介護納付金課税額の合算額																																		
税 率	○ 賦課方式 = 2方式（所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額）																																			
	<table><tr><th>区 分</th><th>基礎課税額（医療分）</th><th>後期高齢者支援金等分</th><th>介護納付金分</th></tr><tr><td>所得割額</td><td>課税対象所得×5.5%</td><td>課税対象所得×2.0%</td><td>課税対象所得×1.5%</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>被保険者数×32,000円</td><td>被保険者数×12,000円</td><td>被保険者数×14,000円</td></tr></table>				区 分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	所得割額	課税対象所得×5.5%	課税対象所得×2.0%	課税対象所得×1.5%	均等割額	被保険者数×32,000円	被保険者数×12,000円	被保険者数×14,000円																				
	区 分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付金分																																
	所得割額	課税対象所得×5.5%	課税対象所得×2.0%	課税対象所得×1.5%																																
	均等割額	被保険者数×32,000円	被保険者数×12,000円	被保険者数×14,000円																																
	※課税限度額：医療分65万円、後期分22万円、介護分17万円																																			
	※令和6年度より課税限度額改定																																			
	○ 均等割額の軽減																																			
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>7割軽減</th><th>5割軽減</th><th>2割軽減</th></tr><tr><td rowspan="2">医療分</td><td>軽減額</td><td>22,400円</td><td>16,000円</td><td>6,400円</td></tr><tr><td>軽減後の額</td><td>9,600円</td><td>16,000円</td><td>25,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">後期分</td><td>軽減額</td><td>8,400円</td><td>6,000円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>軽減後の額</td><td>3,600円</td><td>6,000円</td><td>9,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">介護分</td><td>軽減額</td><td>9,800円</td><td>7,000円</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>軽減後の額</td><td>4,200円</td><td>7,000円</td><td>11,200円</td></tr></table>				区 分		7割軽減	5割軽減	2割軽減	医療分	軽減額	22,400円	16,000円	6,400円	軽減後の額	9,600円	16,000円	25,600円	後期分	軽減額	8,400円	6,000円	2,400円	軽減後の額	3,600円	6,000円	9,600円	介護分	軽減額	9,800円	7,000円	2,800円	軽減後の額	4,200円	7,000円	11,200円
	区 分		7割軽減	5割軽減	2割軽減																															
医療分	軽減額	22,400円	16,000円	6,400円																																
	軽減後の額	9,600円	16,000円	25,600円																																
後期分	軽減額	8,400円	6,000円	2,400円																																
	軽減後の額	3,600円	6,000円	9,600円																																
介護分	軽減額	9,800円	7,000円	2,800円																																
	軽減後の額	4,200円	7,000円	11,200円																																
〔軽減判定基準〕																																				
<table><tr><th>被保険者及びその世帯の世帯主の総所得金額等</th><th>軽減割合</th></tr><tr><td>基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1） 以下</td><td>7割</td></tr><tr><td>基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋29万5千円×被保険者数 以下</td><td>5割</td></tr><tr><td>基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋54万5千円×被保険者数 以下</td><td>2割</td></tr></table>				被保険者及びその世帯の世帯主の総所得金額等	軽減割合	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1） 以下	7割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋29万5千円×被保険者数 以下	5割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋54万5千円×被保険者数 以下	2割																									
被保険者及びその世帯の世帯主の総所得金額等	軽減割合																																			
基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1） 以下	7割																																			
基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋29万5千円×被保険者数 以下	5割																																			
基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）＋54万5千円×被保険者数 以下	2割																																			
※次のいずれかに該当する方（いずれもない場合は、1とする。）																																				
・ 給与収入が55万円を超える方																																				
・ 公的年金等の収入が60万円（65歳未満）、または125万円（65歳以上）を超える方																																				
賦 課 日	4月1日																																			
納 期 （限）	普通徴収…7月・8月・9月・10月・11月・12月・翌年の1月・2月 特別徴収…4月・6月・8月・10月・12月・翌年の2月の年金支給日																																			
徴 収 法	普通徴収 被保険者全員が前期高齢者（65歳～74歳）の場合は、原則、普通世帯主から特別徴収（年金天引き）																																			